

# 居宅介護支援事業契約書

\_\_\_\_\_（以下、「利用者」といいます。）と居宅介護支援事業所まごころ（以下「事業所」といいます。）は、事業者が、利用者に対して行う居宅介護支援について次のとおり契約します。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険に関する法令の趣旨にしたがい、公正中立な立場から、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他便宜の提供を図ります。

## 第2条（契約期間）

- この契約の有効期限は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の満了する日までとします。
- 契約期間の満了7日前までに、利用者から契約終了の申し出がない場合には、この契約は、次の要介護認定の有効期限が満了する日まで自動更新することとします。

## 第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者への居宅介護支援サービスの担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

## 第4条（居宅サービス計画の作成）

事業者は次に定める事項を介護支援専門員に担当させ、利用者が居宅サービスを適切に利用することができるように、利用者の依頼を受け、利用者の心身の状況、置かれている環境並びに利用者及び利用者の家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画の作成等を行います。

- 居宅サービス計画の作成
- 居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供
- サービスの実施状況の把握及び居宅サービス計画等の評価
- 給付管理
- 介護サービス等に関する相談・説明
- 医療との連携・主治医への連絡
- その他別紙に掲げる事項

## 第5条（居宅サービス計画の変更）

事業者が居宅サービス計画の変更を必要と判断した場合又は利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合には、事業者は利用者の意見を尊重するとともに、事業者と利用者の双方の合意をもって居宅サービス計画を変更することとします。

## 第6条（要介護認定等にかかる申請の援助）

事業者は、利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。

## 第7条（サービス提供の実施記録）

- 1 事業者は、居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、その完結の日から5年間は保管します。
- 2 利用者は、前項の記録を閲覧することができるとともに、その複写物の交付を受ける事ができます。
- 3 事業者は、この契約の終了に伴い、利用者から申出があった場合には、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

## 第8条（料金）

この契約に基づき、事業者が提供する居宅介護支援等に関する料金は別紙のとおりです。

## 第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、この契約の解約を希望する日の7日前までに解約を申し入れることにより、利用者が希望する日をもってこの契約を解約することができます。但し、利用者は事業者に対して、この契約の解約を申し入れ、別紙に定める解約料を支払うことにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 2 利用者は、前項定の規定に関わらず、この契約を継続しがたい正当な理由がある場合には、別紙に定める解約料を支払うことなく、直ちにこの契約を解約することができます。
- 3 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者へ提供します。
- 4 事業者は、利用者又はその家族が介護支援専門員等に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約する事ができます。
- 5 次の各号のいずれかに該当した場合には、この契約は、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日をもって自動的に終了します。
  - (1) 利用者が介護保険施設に入所し、又は入院した場合
  - (2) 利用者の要介護認定区分が自立（非該当）と認定された場合  
この契約の有効期限の満了日（当該自立（非該当）の認定が直前の要介護認定にかかるこの契約の有効期限の満了日後に行われた場合にあつては、当該自立と認定された日。）
  - (3) 利用者が死亡し、又は身体障害者療護施設へ入所する等介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合（当該資格を喪失した日）
- 6 事業者は、この契約の終了に伴い利用者が希望する場合には、利用者が指定する事業者等への関係記録の（写し）の引継ぎ、介護保険外サービスの利用にかかる市町村への連絡調整を行うものとします。
- 7 事業者が下記の内容を受けた場合は、直ちに契約を終了致します。
  - (1) 暴言や暴力（直接的・間接的を問わず）
  - (2) 威圧的又は性的な言動（パワーハラスメント・セクシャルハラスメント）
  - (3) 過剰な内容や無理な要求を求められる場合（カスタマーハラスメント）

(4) その他、通常な対応が行うに困難な場合等。

上記の場合、地域の包括支援センターや行政機関と相談・連携を行い、速やかにしかるべき対応を行います。またその場合にかかる利用者の不利益に関しては、当方は一切の責任を負いません。

#### 第10条（秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合などの正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者・家族から「個人情報使用に関する同意書」にて同意を得て、サービス担当者会議や必要な機関との連絡・調整などに、本人・家族の個人情報を用いることができます。
- 3 事業者は、利用者・家族の個人情報を最大限に保護する義務を要しますが、虐待や不正などの法律・法令違反行為を認めた場合は、適正な機関への通報義務が優先されます。

#### 第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

#### 第12条（苦情対応）

- 1 事業者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申立て及び相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応を行います。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任及びその連絡先を明らかにします。

#### 第13条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 第14条（信義誠実の原則）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約の定めのない事項については、介護保険に関する法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

#### 第15条（裁判管轄）

利用者と事業者は、この契約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

#### 第16条（医療連携についての依頼）

入院時には、担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供くださいますようお願い致します。

令和 年 月 日

利用者 (住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

代理人 (住所) \_\_\_\_\_

(家族代表) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印 (続柄) \_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_

事業所 (住所) 神戸市北区山田町下谷上字門口 9 - 4

(名称) 居宅介護支援事業所 まごころ

所長 庄村 欣也

事業者 (住所) 神戸市北区山田町下谷上字門口 9 - 4

(名称) 株式会社エイチ・ジー

代表取締役 堀越 健一 印

## (契約書別紙1)

### 1 担当する介護支援専門員

居宅介護支援事業所 まごころ

担当 庄村 欣也

電話番号 078(582)3636

### 2 第4条第6号に規定するその他のサービス内容について

- (1) 事業者は、居宅サービス計画の作成（変更）時及び利用者が、サービスを利用する際に必要と判断した場合は、利用者の同意のうえ関連する医療機関、利用者の主治医との連携を図ります。
- (2) 事業者は、利用者がサービスを利用する際に、その財産管理や権利擁護について問題が発生した場合には、利用者等の依頼に基づき関連機関への連絡を行います。

### 3 料金について

- (1) 当社が行う居宅介護支援に対しては、利用者の負担はございません。但し、介護保険適用の場合においても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、いったん1ヶ月あたりについて下記の料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。

ケアプラン作成料	要介護1・2	11,772円
	要介護3・4・5	15,295円
加算	初回加算・入退院時連携加算・通院時情報連携加算など。 ◇制度上にて条件を満たした場合に該当。	

(サービス提供書を 役所の窓口に出すと、後日に払戻しとなる場合があります。)

#### (2) (解約料)

解約書本文第9条第1項ただし書の解約の申出により、直ちに契約を終了する場合は、¥5,000の解約料を頂きます。

#### (3) (交通費)

通常のサービス提供の実施地域を超える地域に訪問し、又は出張する必要がある場合には、その旅費（実費）に対する支払いが必要になります。 実費負担

#### (4) (申請代行料)

要介護認定の申請代行にかかる費用については無料とします。

#### (5) (サービス提供実施記録等の複写料等の費用)

サービス提供の実施記録等の複写料 実費負担

## (契約書別紙2)

### 1 居宅介護支援について

- (1) 要介護認定までに、利用者が居宅サービスの提供を希望する場合には、この契約の締結の日から7日以内に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供の為の支援を行います。
- (2) (1)の場合において、事業者は居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置付けることのないよう配慮しながら、計画の作成に努めます。
- (3) 事業者とは、(2)により作成した居宅サービス計画について、要介護認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な居宅サービス計画の見直しを行います。

### 2 要介護認定後の契約の継続について

- (1) 事業者は、要介護認定後利用者に対して、この契約の継続について意思確認を行います。この際に利用者から解約の申入れがあった場合には、契約書本文第2条第1項の規定に関わらずこの契約は終了し、同9条第1項の規定に関わらず、解約料は頂きません。
- (2) (1)の意思確認により、利用者から解約の申入れがない場合には、この契約書別紙2に定める内容は終了します。

### 3 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合

要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、その期日をもって契約を終了致します。

※変更申請などにより、認定結果に変更など生じれば契約を継続することはできます。

### 4 注意事項

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された居宅サービスに関する利用料は、原則的に利用者が負担することとなります。
- (2) 新規や変更申請の場合は、要介護認定の結果が、認定前に提供されたサービスが、認定後の区分支給限度額を上回った場合に、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を、利用者が負担することとなります。
- (3) 介護支援業務外における対応については、重要事項説明書に記載している実費負担が必要になる場合があります。定期的に安否確認が必要な場合などは、予め介護計画に含める必要等ご相談ください。

(検討内容例)

- ・訪問介護での受診
- ・訪問看護での緊急時対応
- ・定期的な安否確認が必要な場合は、状況に合わせての介護サービスの導入など。

# 居宅介護支援における利用者及び家族の 個人情報使用に関する同意書

私（利用者）及び家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 記

### 1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等の連携において必要な場合。

### 2 使用にあたっての条件

- 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておく事。

### 3 個人情報の内容（例示）

- 氏名・住所・健康状態・病歴など、その他一切の利用者や家族に関する情報。
- 認定調査（項目及び特記事項）・主治医意見書・介護認定審査会における判定結果の意見。
- その他連携において必要な情報。

### 4 使用する期間

令和 年 月 日 ～ サービス提供終了日まで。

以上

令和 年 月 日

居宅介護支援事業所 まごころ

利用者 (住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

利用者家族（代表） (住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印 (続柄) \_\_\_\_\_